

理容所を開設する方へ

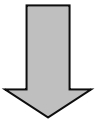
1 必要書類等

- 理容所開設届
- 登記事項証明書（原本）※法人で申請する場合
- 理容師免許証（原本）
- 診断書（原本）※理容師の結核及び伝染性皮膚疾患の有無がわかるもの
- 管理理容師の修了証書（原本）※理容師である従業者の数が常時2人以上である場合
- 国籍等を記載した住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）※外国人の場合
- 付近見取図
- 施設の平面図 ※施設全体、作業椅子、洗髪台などの配置がわかるもの
- その他市長が必要と認める書類
- 申請手数料（16,000円）

2 開設までの流れ

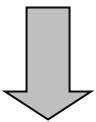
①事前相談

店舗の図面案をもとにご相談ください。



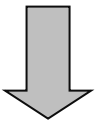
②申請書類提出

- 提出書類に不備がなければ、施設の実地調査の予約をとることができます。
- 申請手数料もお持ちください。



③施設の実地調査

完成した施設が施設基準に合致しているか職員が現地確認します。



④検査確認証交付

- 実地調査及び書類審査で問題がなければ1週間程度で検査確認がおります。
- 交付予定日以降に、引換用紙を持って、窓口までお越しください。



あかし保健所生活衛生課監視指導係（生活衛生担当）
〒674-0068
明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7
電話：078-918-5425（直通）
FAX：078-918-5584

付近見取図

(記載例1) 手書きでも可



(記載例2) インターネット等から印刷した図面可



平面図

(記載例)

